

国立大学法人京都大学 中期目標・中期計画一覧表

中 期 目 標	中 期 計 画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・自由の学風を継承・発展させつつ多角的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献することを目的として、下記の基本的な目標を定める。 【研究】 <ul style="list-style-type: none"> ・研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。 ・総合大学として、研究の多様な発展と統合を図る。 【教育】 <ul style="list-style-type: none"> ・多様かつ調和のとれた教育体系のもと、自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養に努める。 ・豊かな教養と人間性を備えるとともに責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に貢献し得る、優れた研究能力や高度の専門知識をもつ人材を育成する。 【社会との関係】 <ul style="list-style-type: none"> ・国民に開かれた大学として、地域を始めとする国内社会との連携を強め、自由と調和に基づく知を社会に還元する。 ・世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。 【運営】 <ul style="list-style-type: none"> ・学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重しつつ全学的な調和を目指す。 ・環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。 	
<p>中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 中期目標期間 平成16年4月1日から平成22年3月31日までとする。 2. 教育研究上の基本組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科及び附置研究所を置く。 	

大学の教育研究等の質の向上に関する目標	大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 教育に関する目標	1 教育に関する目標を達成するための措置
(1) 教育の成果に関する目標	(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置
1-1. 教育の目的及び目標	1-1. 教育の目的及び目標の趣旨の周知及び公表
<p>【学士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学問の伝統を理解し、社会の急激な変化にも対応し得る、幅広く深い教養や総合的な判断力等の知の基盤を涵養し、国際的視野とバランス感覚を備えた人材の育成を図る。 ・専門学術の教授を通じて実践能力を養成し、最先端分野を包括する高度専門教育を実践する。 ・大学院課程に進学し、高度な研究課題に取り組み得る基礎学力を備えた人材を育成する。 <p>【大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究をはじめ、多様な学術研究を推進するとともに、すぐれた研究能力や高度の専門的能力を備えた人材を養成する。 ・学術研究の進展や社会・経済の変化に対応できる幅広い視野と総合的な判断力を備えた専門的及び学際的人材を養成する。 <p>【専門職大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い教養と学識を基礎に、高度専門職業人を養成するために、専門的知識と能力の育成に特化した実践的教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の目的・目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム等について、学生募集要項、シラバス、ホームページ等を通じて学内外に公表する。 ・学生に対するオリエンテーションや授業、教職員に対する初任者研修、学外者に対するオープンキャンパス等を活用して周知する。
1-2. 卒業後及び大学院修了後の進路等に関する基本方針	1-2. 卒業後及び大学院修了後の進路等に関する目標を達成するための措置
<p>【学士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い基礎学力を活かしつつ、卒業後における大学院進学及び就職のための進路設計を支援する。 <p>【大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な研究能力を活かし、世界をリードする研究者として活躍できるよう大学院修了後の進路設計を支援する。 <p>【専門職大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職業人として専門分野で社会に貢献できるよう、専門職大学院修了後の進路設計を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアサポート・センターによる進路情報の提供、国内外の各種資格試験等への円滑な対応に関するガイダンス、及び教職員による助言指導に努める。 ・大学院修士課程修了予定者に対して、多様な専門分野に応じた進路に関する助言指導に努める。 ・大学院博士課程修了予定者に対して、国内外の大学教員、博士取得後研究員、研究機関研究員等の求人情報を提供し、研究活動の場を確保するための支援体制を強化する。 ・専門職大学院課程修了予定者に対して、学位取得後の職業資格に適応した進路指導に努める。

1-3. 教育の成果・効果の検証に関する基本方針	1-3. 教育の成果・効果の検証に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> ・教育の成果や効果について、多面的かつ長期的に検証する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育研究開発推進センターにおける大学教授法、大学評価、ファカルティ・ディベロップメント(FD)等の開発研究に基づき、教員自身による教育改善への取組(FD)を支援するとともに、ワークショップの実施等を通じて教育の成果・効果の検証に努める。 ・職業資格取得後の進路の調査・分析等を通じて、専門職大学院課程における教育の成果・効果の検証に努める。
(2) 教育内容等に関する目標	(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置
2-1. アドミッション・ポリシーに関する基本方針	2-1. アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念を踏まえて学士課程、大学院課程、及び専門職大学院課程のアドミッション・ポリシーを明確化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・アドミッション・ポリシーを含む入学試験情報の広報活動を推進する。 ・アドミッション・ポリシーに合致する優れた資質・能力・意欲を備えた学生を確保するため、学士課程の入学者選抜方法の持続的な点検・見直しに努め、改善を図る。 ・優れた資質と研究能力、意欲、使命感等を備えた大学院学生を確保するため、他大学卒業者、社会人等の積極的な受入れ方策を含めて、大学院課程の入学者選抜方法の改善に努める。 ・留学生に対する受け入れ方法の多様化を図り、外国人の修学機会を拡大する。 ・分野の特性に応じて、大学院修士課程と博士後期課程の入学定員比率の最適化や博士後期課程学生定員の充足率の改善に努める。 ・専門職大学院においては、幅広い教養と学識を踏まえ、専門性の高い実践的知識の養成に応じた人材を確保するため、多様な入学者選抜尺度を導入する。
2-2. 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する基本方針	2-2. 教育理念等に応じた教育課程の編成に関する具体的方策
<p>【学士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな教養と人間性、さらには強固な責任感と高い倫理性を備え、国際社会で通用する人材を育成する。 <p>【大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的並びに先駆的な学術研究を推進し得る研究者を養成しつつ、高度専門職業人教育や社会人教育等、多様な教育需要に対応したカリキュラムを編成する。 <p>【専門職大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業と研究指導の基本としてケーススタディやフィールドワーク等を取り入れた実践性の高いカリキュラムを編成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等教育研究開発推進機構の全学共通教育システム委員会を中心に、教養教育・基礎教育として適切な科目を設計し、学生の勉学意欲向上につながるカリキュラム編成に努める。 ・学部教育課程の編成に関する連絡協議システムの導入を図り、学部間の情報を共有するとともに、連携を強化する。 ・学士課程における専門性と総合性を重視し、配当科目のバランスを考慮した体系的カリキュラムの編成に努める。 ・少人数セミナー、演習・実習・実験科目等をバランスよく配当した学部カリキュラムの編成に努め、ディスカッション、プレゼンテーション等の能力を涵養するとともに、自学・自習の姿勢を効果的に修得させる。 ・外国の国際交流協定大学との間で単位互換制度を拡充し、学部学生の留学意欲を喚起する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人学者による集中講義や特別講義を活用したカリキュラムを編成する。 ・専門知識の修得とともに外国語によるコミュニケーション能力を高めるために外国人教員による外国語中心の専門科目を配当する。 ・国内他大学との単位互換制度の充実を図る。 ・企業等におけるインターンシップ・プログラムや人権、倫理、安全、環境等の内容を含む専門科目等を含む学部カリキュラムを弾力的に編成する。 ・学部教育科目との接続に配慮した大学院課程の体系的なカリキュラムを編成し、専門性の高い科目を配当するとともに、既成の専門分野にとられない分野横断型科目を拡充する。 ・専門性の高い実践的知識を効果的かつ柔軟な形態で修得させるための専門職大学院カリキュラムを体系的に編成する。
2-3. 授業形態、学習指導法等の教育方法に関する基本方針	2-3. 授業形態、学習指導法等の教育方法に関する具体的方策
<p>【学士課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少人数セミナー、対話を基本とした「自学自習」促進型授業、海外を含む他大学・他機関における学習への学生の参加機会を拡大する。 <p>【大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界的レベルの研究成果創出を目指し、課題探求能力や問題解決能力を育成する研究指導体制と教育方法を確立する。 <p>【専門職大学院課程】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実務経験のある社会人を教員として任用するなど教員資格や教員組織の弾力化を図り、実務を視野においた対話方式の授業形態を採用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業開始前ガイダンス等を通じて、受講に必要な予備知識の範囲、講義の内容と達成目標、参考書の選定、成績評価の基準と方法等について十分な情報を提供する。 ・メディア教材を活用した教育形態の普及に努め、学士課程の教育効果を高める。 ・実験・実習教育の充実を図り、支援体制を整備する。 ・実践的な外国語能力を高めるための教育方法・教材の改善及び新規開発に努める。 ・外国の大学との双方向遠隔講義の実施、記録保存した講義の学生による自学自習の促進等、教育効果を高めるためにインターネットを活用する。 ・遠隔施設やフィールドからの授業等、教育を効果的に実施するために遠隔講義システムを活用する。 ・学士課程において、演習・実習・実験科目、フィールド科学教育研究センターを活用した実習科目等の充実に努め、基礎科目との連携を強化するために効果的な学習指導法を導入する。 ・専門分野の異なる複数教員による大学院教育科目の配当、他専攻の研究室セミナーへの参加機会の拡大を通じて、先端的な学際領域研究に必要な専門的知識を修得させる。 ・国内外の研究機関等に大学院学生を派遣し、大学院生の視野の拡大と研究経験の蓄積を図る。 ・専門職大学院課程等において、実務経験が豊富な社会人客員教員による授業、国内外の企業や公的機関等におけるインターンシップ・プログラム、社会人や留学生等の多様な学生に対応するための外国語による授業等、授業形態や教育方法の多様化を図る。
2-4. 適切な成績評価等の実施に関する基本方針	2-4. 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・成績評価や学位取得の基準を明確化し、適切な評価を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学士課程及び大学院課程における配当科目の成績評価の基準と方法等について十分な事前情報を提供し、成績評価の一貫性、厳格性、並びに客観性を高める。 ・知識の多寡だけでなく、多面的な観点から成績を評価する。 ・修士論文及び博士論文の審査基準を公表し、研究能力の評価に対する厳格性と客観性

	<ul style="list-style-type: none"> を高める。 実践的課題の解決能力等、専門職業資格の厳格性と客観性を保証する成績評価法を確立する。
(3) 教育の実施体制等に関する目標	(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
3-1. 適切な教職員の配置等に関する基本方針	3-1. 適切な教職員の配置等に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> 教職員の適切配置により、質の高い教育の実施体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> 年齢構成や性別、実務経験等にも配慮した適切な教員配置の実現に努める。 外国語教育、高度情報教育、環境保全・安全教育等を強化するために教員配置体制の改善を図る。 実践的な外国語の指導力を備えた教員を確保し、学生のヒヤリングやスピーチ等の能力向上を図る。 教育補助職員、教育関連業務の支援専門職員等の計画的配置を推進するとともに、専門能力を向上させるための研修制度の導入を図る。
3-2. 教育環境の整備に関する基本方針	3-2. 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> 附属図書館機能の高度化と利用者に対するサービス向上に努める。 自学自習の理念に基づき、学生の自主的な学習や課外活動等の多様なニーズに対応した質の高い教育環境の整備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 講義室の情報ネットワークの整備、実験・実習設備の点検・評価に基づく更新と新設等に努め、学部教育機能の高度化を推進する。 学習図書館を始めとする学部学生の自学自習スペース、教職員と学部学生の交流・対話を可能にするパブリックスペース等の整備に努める。 図書館の開館時間の延長などの利便性を高める施策を講ずる。 大学院教育用設備の点検に基づく更新及び新設に努め、高度化・重点化を図る。 図書や資料等の整備拡充に努め、所蔵図書データの遡及入力を推進する。 複数キャンパス及び遠隔地施設等の利用に対応した電子ジャーナル、電子化資料の拡充に努める。 情報ネットワークを活用した授業情報通知システム、遠隔講義システム、自学自習システムを整備拡充する。 身体に障害のある学生に支障のない学習環境を整備する。 学生が快適に勉学に勤しむ環境を整備する。
3-3. 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるためのシステム等の基本方針	3-3. 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> 大学又は部局等が組織的に取り組む教育活動の質の改善につなげるシステムを整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学生の就学状況、卒業・修了後の進路や社会活動状況等の追跡調査を実施し、入学試験方法や教育方法の見直しと改善につなげる。 教育活動に関する自己点検・評価や外部評価の結果、学生による授業評価の結果等を活用して、カリキュラムや教育実施体制の見直し・改善につなげる。

3-4 . 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する基本方針	3-4 . 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の教員や教員グループによる教材や学習指導法等の主体的開発に対する支援・研修体制を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 標本や映像記録資料等を始めとして教育の基本となる教材の整備拡充に努める。 ・ 情報技術を活用した教科書や実験書等のメディア教材を開発するとともに、これらを利用した効果的な学習指導方法について研究する。 ・ 学術情報メディアセンターを中心に講義の記録保存に努め、学生の自習や教員のファカルティ・ディベロップメントに活用する。
3-5 . 全国共同教育、学内共同教育等に関する基本方針	3-5 . 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門分野の多様化に対応した学内共同教育の実施体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フィールド実習を基本とした現場教育を充実し、学部学生に科学の総合性や基礎と応用の関連について学ばせる。 ・ 全国共同利用研究施設を活用し、学内の大学院学生の研究指導の効果を高める。 ・ 要請に応じて、全国共同教育プログラムのもとに他大学の大学院学生を受入れて研究指導するための制度を整備する。 ・ 学内外の大学院学生、若手研究者、社会人を対象とした大学院レベルの公開教育セミナーを積極的に開催する。
(4) 学生への支援に関する目標	(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
4-1 . 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する基本方針	4-1 . 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種ガイダンスを始めとする学習相談・助言・支援体制を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生との面談時間の拡大に努め、学生に対する相談・助言・支援活動を強化する。 ・ 就学に不適應をきたしている学生の早期発見に努めるとともに、カウンセリングやチュートリアル制度を活用して、学習方法等についての助言指導を強化する。 ・ 学生のニーズを定期的に調査し、その結果を効果的な学習支援計画に活用する。 ・ 編入学生、社会人学生、留学生等、多様な学生に配慮した学習相談・助言・支援体制を確立する。 ・ 学生支援センター（仮称）を設置し、学習に関する相談機能の充実とサービス機能の向上を図るとともに、学生のボランティア活動や海外留学等を支援する。 ・ 課外活動施設や福利厚生施設を計画的に整備し、学生の学習意欲を喚起するキャンパス環境の改善に努める。 ・ 障害者等級に応じた図書館環境と支援体制を整備する。
4-2 . 生活相談・就職支援・経済的支援に関する基本方針	4-2 . 生活相談・就職支援・経済的支援に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職等の学生支援体制を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学生からの生活相談に対応し得る相談窓口を設置し、幅広い経験や豊富な知識を持った職員を配置する。 ・ キャリアサポート・センターに就職担当専門員を配置し、企業等に対する教育理念や

	<p>教育方法等の情報提供に努め、学生の就職活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種奨学金制度の拡充に努めるとともに、学生に対する経済的支援についての相談機能を充実する。 ・成績優秀かつ経済的支援が必要な学生に対して、入学金・授業料免除制度を活用し、きめ細かな経済支援に努める。
4-3. 社会人・留学生等への支援に関する基本方針	4-3. 社会人・留学生等に対する配慮
<ul style="list-style-type: none"> ・社会人・留学生等に対する支援体制を拡充する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人学生・編入学生・留学生等、多様な学生の増加に対応して、柔軟かつよりきめ細かな学習支援体制を構築する。 ・生活習慣や宗教の違いを超えた異文化間の交流を促進し、相互理解のための多様な機会の提供、情報の提供、施設の拡充等に努める。 ・留学生の帰国後も継続的な交流を可能にする制度を確立する。
2. 研究に関する目標	2. 研究に関する目標を達成するための措置
(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標	(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置
1-1. 目指すべき研究の方向性	1-1. 目指すべき研究の方向性に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・独創性と倫理性を備えた研究活動を推進し、新しい学問体系の構築と人類文化の発展に努めるとともに、国際的に卓越し、開かれた研究拠点の形成を目指す。 ・研究科、附置研究所、研究センター等の理念・使命や特性に基づき、基礎研究を推進することにより、学術文化の創造と発展に貢献する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際共同研究の拠点として、国際的なプロジェクト研究や共同事業を推進する。 ・国際的に卓越した海外研究拠点を設置し、活発な研究活動を通じて研究の国際化を一層推進する。 ・地球環境問題の世界水準の研究を推進し、国際社会に貢献する。 ・社会が要請する諸課題の解決に取り組むための研究体制を柔軟に構築する。 ・若手研究者の独立性と独創的な研究活動を促進するための支援体制を整備拡充する。 ・附置研究所・研究センター等の全国共同利用機能を一層強化する。
1-2. 成果の社会への還元に関する基本方針	1-2. 成果の社会への還元に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究を重視し、学理の追究ならびに独創的な応用研究の推進を通じて文化の発展に貢献する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者と研究成果に関する情報を公開し、異分野間の交流・融合、産学官連携等の推進に役立てる。 ・著書・論文の執筆、講演会、公開講座、セミナー等を通じて、研究活動の成果を広く社会に還元する。 ・部局等のホームページを充実し、研究内容と成果を社会に広く発信する。 ・産学連携研究や民間からの受託研究を推進することにより、研究成果を社会に還元する。 ・フィールド観察のガイドやインストラクターを養成し、自然の価値や共生のあり方についての普及活動に努める。

1-3. 研究の水準・成果の検証に関する基本方針	1-3. 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の研究者や有識者の意見・評価を積極的に聴取し、多様な観点から研究の水準・成果の持続的検証に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究分野の特性に照らして、研究の水準と成果についての検証法と評価基準を定め、自己点検・評価及び外部評価を定期的実施して結果を社会に公表する。 ・部局等において、研究者の研究内容、学術論文や専門書の出版、取得特許等に関するデータを整備し、社会に対する公開に努める。
(2) 研究実施体制等の整備に関する目標	(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置
2-1. 適切な研究者等の配置に関する基本方針	2-1. 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・学問の発展と時代の要請に即応して、研究組織と教員配置の弾力化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究分野の発展と動向に応じて専攻や講座・部門等の組織再編を促し、弾力的な人事配置と運用を図る。 ・若手研究者の自立を促進するための人員配置を工夫するとともに、設備や研究資金の面での支援体制を強化する。 ・多様な財源の確保により博士研究員の採用機会の拡大を図り、若手研究者の育成と研究の活性化に努める。 ・研究支援に携わる専門性の高い技術者の配置に努める。 ・外国人教員を積極的に受け入れるための環境を整備し、研究活動の国際化を一層促進する。 ・専門職大学院教育、及びその他の教育研究支援に必要な実務家教員を採用し、効果的に配置する。 ・サバティカル制度の導入を図り、教育研究活動の活性化や質的向上に努める。
2-2. 研究資金の配分システムに関する基本方針	2-2. 研究資金の配分システムに関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究分野に対する研究資金を安定的に確保する配分システムを確立する。 ・適正な研究評価に基づく、研究資金の有効な配分システムを確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な研究を重視する伝統を堅持しつつ、研究の意義や研究活動実績等を総合的に評価することにより、公正かつ有効な研究資金配分システムを構築する。 ・外部資金や競争的研究資金の一部を全学的視点に立って基盤研究や萌芽研究等の育成に活用するための研究資金配分システムを確立する。 ・外部資金や競争的資金の積極的獲得を図るための支援体制を強化するとともに、資金の有効な運用システムを確立する。 ・国際共同研究、全国共同研究等の研究プロジェクトを支援するための資金配分システムを構築する。
2-3. 研究に必要な設備等の活用に関する基本方針	2-3. 研究に必要な設備等の活用に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金や外部資金の活用により、研究環境の改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同利用設備等の維持管理体制と支援体制を整備し、円滑な共同利用を促進する。 ・研究のための情報ネットワークや電子ジャーナル等の情報サービス体制を整備する。 ・海外研究拠点並びに国内遠隔地の研究施設等とキャンパスを結ぶ情報ネットワークを

	計画的に整備する。
2-4 . 知的財産に関する基本方針	2-4 . 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産本部を設置して法人の知的財産等を一括管理し、その活用と社会への還元を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産本部（国際イノベーション機構（仮称））を設置し、大学として知的財産の内容・種類の把握並びに活用を図る体制を構築するとともに、新たな知的財産の創出に努める。 ・ 著作権を保護するために適正な管理・活用システムを整備し、ライセンス等を通じて社会への還元に努める。 ・ 実用化が見込める研究成果については、学外の技術移転機関（TLO）等との連携により、技術相談、技術移転、実用化を促進する。
2-5 . 研究の質の改善のためのシステム等に関する基本方針	2-5 . 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部局及び研究領域の特性に応じて、研究の質の向上を図る。 	2-5-1 . 組織としての研究活動及び個々の教員の研究活動等の評価体制
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全学及び部局等に常設した専門委員会を中心に、自己点検・評価を定期的実施し、評価結果を社会に公表する。 ・ 部局等において教員の研究業績データを収集整理してデータベースを構築し、自己点検・評価及び外部評価に活用する。 ・ 大学が申請する競争的資金の申請に際して、全学的な評価委員会による評価を実施するとともに、評価結果を学内に公表する。
	2-5-2 . 評価結果を研究活動等の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能
<ul style="list-style-type: none"> ・ 部局等の特性に応じて、部局内プロジェクト研究用の研究資金や共有研究スペースを確保し、公正な評価に基づく配分により、有機的・弾力的研究の推進に努める。 ・ 若手研究者のための研究資金と研究スペースを確保し、公正な評価に基づいて優秀な若手研究者を選抜・支援する。 ・ 自己点検・評価や外部評価の結果に基づき、研究活動等の質の向上及び改善の取組に反映させるためのシステムを整備する。 	
2-6 . 全国共同研究、学内共同研究等に関する基本方針	2-6 . 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国共同利用研究を使命とする附置研究所や研究センターの活動を通じて、全国の研究者に開かれた研究拠点としての機能をさらに発展させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国共同利用研究のための各種設備や実験施設、学術データベースや図書等の高度活用を図り、現地観測データ、実験動物、臨床材料、生物資源等のリサーチリソースの安定供給に努め、全国共同研究機能を一層強化する。 ・ 重要な全国共同研究プロジェクトにおいて、本学の研究者が中核的役割を果たし得るよう全学的支援体制を整備する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・全国共同利用の附置研究所・研究センターは学術上の継続性・発展性に関する学内外の関連研究者の意見を十分に尊重し、必要に応じて改組・再編・統合を行う。 ・研究分野の特性に応じて大学共同利用機関法人との連携を強化することとし、プラズマエネルギー研究については核融合科学研究所との間で双方向の共同研究等を推進する。 ・地震や火山噴火の予知研究等、全国的な連携が不可欠な分野については、全国共同研究並びに学内共同研究を推進する。
2-7．研究実施体制に関する特記事項の基本方針	2-7．研究実施体制に関する特記事項
<ul style="list-style-type: none"> ・研究の質の維持向上を図るため、その実施体制及び支援体制を整備する。 	2-7-1．研究実施体制の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・学問分野の発展に応じて、学部、研究科、附置研究所、研究センター等の新設・再編・廃止等について全学及び部局等における検討に取り組み、研究実施体制の整備・充実・弾力化を図る。 ・木質科学研究所と宙空電波科学研究所を再編・統合し、生存圏研究所を設置する。 ・宇治キャンパスにおける研究所群の施設・設備の共同利用化を図るとともに、共同研究体制を強化し、学際領域や融合領域の新たな研究拠点を構築する。 ・教員の複数部局間の兼任・兼担を進め、特色ある学内プロジェクト研究を立ち上げるなど、研究の弾力化と活性化を図る。 ・連携大学院や寄附講座等を拡充する。 ・博士取得後研究者等の若手研究者の独立性を促進するための体制を整備する。 ・大学や部局等の管理体制及び事務機構の合理化に努め、研究者が研究に専念できる環境を整備するとともに、研究成果や研究者に関する情報を内外に発信するための広報体制を充実する。
	2-7-2．研究支援体制の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・部局等における情報基盤の管理・運営を積極的に支援するための全学組織を整備する。 ・学問分野ごとに研究図書館機能を整備し、サービスの充実強化を実現する。 ・共同研究や共同利用研究を効果的に推進するための研究支援体制を整備拡充する。
3 その他の目標	3 その他の目標を達成するための措置
(1) 社会との連携、国際交流に関する目標	(1) 社会との連携、国際交流に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> ・豊富な物的資源と人的資源を活用し、持続的な社会連携及び国際交流に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時計台記念館、附属図書館、総合博物館、大学文書館、その他の施設を活用した社会連携プログラムを推進する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究における国際貢献及び国際交流を支援するための全学共通基盤組織の構築を図る。
1-1. 教育サービス面における社会との連携及び協力に関する基本方針	1-1. 教育サービス面における社会との連携及び協力のための具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な教育機会の提供を始めとして多様な教育サービスを提供し、社会との連携・協力体制を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育サービスの基本方針を明確に掲げて全学運営体制を整備し、教育サービス面における社会との連携・協力プログラムの広報並びに系統的・計画的な実施に努める。 ・社会人特別選抜や聴講生、科目等履修生、研究生等の諸種制度を活用し、高度専門教育の機会を社会人に提供する。 ・附属図書館、総合博物館、大学文書館等が所有する貴重な資料や文物を広く公開し、社会の知的啓発を図る。 ・春秋講義や市民講座、各部局主催の公開講座等を拡充し、最新の研究成果を分かりやすく解説することにより市民の知的啓発に努める。 ・野外教育研究のフィールドをフィールドミュージアムとして公開し、自然遺産や生物多様性等に関する生きた情報を社会に提供する。
1-2. 研究活動面における社会との連携及び協力に関する基本方針	1-2. 研究活動面における社会との連携及び協力のための具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・社会との交流や産学官との連携を進め、研究成果の有効活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大学の研究活動や研究成果に関する情報を積極的に発信するとともに、先端的研究設備とその関連研究の成果を社会に公開し、社会との連携及び協力に努める。 ・健康、環境、防災、教育等の市民生活に密接な課題の研究成果を社会に還元する。 ・研究スペース・設備等について、民間との共同利用・相互利用を進める。 ・政府・自治体の審議会等に参加し、政策の立案や実施に積極的に参画する。 ・受託研究員等を積極的に受入れ、共同研究等を通じて社会人の再教育に貢献する。
1-3. 教育面における国際貢献・国際交流に関する基本方針	1-3. 教育面における国際貢献・国際交流のための具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・国際的視野とコミュニケーション能力を備え、教育面で国際貢献し得る人材を育成する。 ・世界各国から優秀な学生を受け入れ、質の高い教育を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・語学力の向上と異文化の理解につながるカリキュラムの編成に努め、国際貢献に寄与する人材を育成する。 ・アジア・アフリカ諸国への教育協力支援に参画するとともに留学生を受け入れ、安定した勉学生生活を保障するための支援体制を整備する。 ・海外研究拠点等において、現地の教育に対する支援にも積極的に取り組む。 ・大学間学術交流協定の締結と留学生の受入れに努め、キャンパスの国際化と異文化交流を促進する。 ・海外の研究拠点や協定大学との連携により、現地において大学情報の提供や留学の相談に応じる。 ・交流協定や単位互換制度の活用等を通じて、本学学生の留学を奨励する。 ・英語授業方式の国際教育プログラム(KUINEP)の活用や外国語による少人数セミナー

	<ul style="list-style-type: none"> を提供し、日本人学生と外国人留学生の共学機会の増加を図る。 留学生に関するデータベースを作成し、留学生支援に活用する。
1-4. 研究面における国際貢献・国際交流に関する基本方針	1-4. 研究面における国際貢献・国際交流のための具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> 国際的な学術研究拠点として、世界をリードする優れた先端的研究並びに特色ある研究を発展させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 「京都大学国際シンポジウム」を国内外で積極的に開催し、国際社会に対する研究情報の発信と国際交流に努める。 海外の研究者との連携を深め、研究活動、研究成果、国際学術集会の開催等の情報を積極的に発信する。 英文ホームページを充実するとともに、英語版の研究者総覧を作成し、研究者リストとその研究内容を公開する。 海外の有力な研究機関等との学術国際交流協定を積極的に締結し、研究者の交流、共同研究、国際会議の開催を促進する。 外国からの博士取得後研究員を積極的に受け入れ、研究の活性化を図る。 大学院学生、博士取得後研究員、若手研究者、若手事務職員等を積極的に海外に派遣し、国際交流に努める。 海外に設置されている既存研究施設のほか、21世紀COE等を通じて新たに開設される海外拠点や海外フィールド・ステーションを教育、研究、並びに広報拠点として活用する。
(2) 附属病院に関する目標	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置
2-1. 医療サービスの向上や経営の効率化に関する基本方針	2-1. 医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> 社会の期待に応え得る質の高い医療サービスを提供し、効率的な経営を行い医療サービスの質の向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で質の高い医療を展開するための環境整備、プライバシーを尊重した快適な医療空間を創設する。 地域連携とネットワークの構築に取り組み、医療サービスの向上を図るとともに、社会連携を推進し、財政基盤の強化に努める。
2-2. 良質な医療人養成に関する基本方針	2-2. 良質な医療人養成の具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> 熟練度とプロフェッショナリズムを考慮した人間性豊かな医療人を育成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 医学教育推進センターと協力して、卒前教育及び卒後教育の実施体制を構築するとともに、専門医養成のための制度を充実する。
2-3. 研究成果の診療への反映や先端的医療開発の導入に関する基本方針	2-3. 研究成果の診療への反映や先端的医療開発のための具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> 新医療の創生と高度先端医療等へ積極的に取り組み、先導的病院として社会に貢献する。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合大学としての京都大学の特性を生かし、関係部局との協力・連携の下に新医療の創生と高度医療・先端医療の充実・発展に努める。

2-4. 適切な医療従事者等の配置に関する基本方針	2-4. 適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策
・医療従事者等の能力評価を定期的実施し、能力に応じた適切な人員配置を図る。	・病院の人員配置を抜本的に見直し、人員の最適配置を検討する。
業務運営の改善及び効率化に関する目標	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
1 運営体制の改善に関する目標	1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置
1-1. 全学的な経営戦略の確立に関する基本方針	1-1. 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
・教育研究における部局の自主性を尊重しつつ調整を図り、全学の運営方針を確立する。 ・地域社会との連携を深め、その特性を大学経営戦略に活用する。	・学内措置として部局長会議を設け、役員と部局長等が協力・連携して大学運営の基本方針を確立する。 ・吉田・宇治・桂の3キャンパス間の効果的・機動的な連携協力体制を強化する。 ・京都府・京都市を始め、地域社会との連携を強化する。
1-2. 運営組織の効果的・機動的な運営に関する基本方針	1-2. 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策
・大学運営の重要業務や特定戦略課題ごとに担当の常勤理事を定め、権限と責任が拡大する総長に対する補佐機能の充実を図る。	・複数の常勤理事を副学長とし、大学の基本的戦略を実現するための効果的な運営体制を構築する。 ・経営協議会及び教育研究評議会の審議の充実のため、事前の情報提供等の工夫をこらす。 ・部局長会議は、総長が主宰し、役員と部局等の執行責任者が経営と教学の両面について連絡・調整・協議する。 ・総長のリーダーシップと部局等さらには教員集団のボトムアップ機能を融合させるため重要課題について審議する全学委員会を配置する。
1-3. 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する基本方針	1-3. 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策
・部局間の多様な要請を調整しつつ、大学としての重点項目を定め、有効に学内資源を配分するシステムを構築する。 ・全学的な教育研究支援体制を円滑に機能させるために、効果的な資源配分を行う。	・基盤的教育経費について安定的な資源配分を図る。 ・基礎研究重視の視点を堅持しつつ、戦略的な観点から予算の重点配分等が実施できる予算配分システムを検討する。 ・若手研究者の育成や先端的学際的研究領域の発展を促進するために必要な予算の重点配分等が可能な予算配分システムを構築する。 ・全学的な教育研究支援体制を円滑に機能させ、全学共通サービス機能を充実させるため、全学的視点に基づいた資源配分を行う。
1-4. 部局長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する基本方針	1-4. 部局長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

<ul style="list-style-type: none"> ・大学組織内における部局長の責任・権限を明確にし、部局の活性化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教授会又は協議員会の決定を尊重しつつ、部局長を中心とする執行体制を強化する。その際、部局等の規模や特性に応じて、研究科長、専攻長等により構成される運営会議等を設ける。 ・教授会の審議事項を精選し、効率的な会議運営を図る。
1-5．教員・事務職員等の連携による効果的な運営に関する基本方針	1-5．教員・事務職員等の連携による効果的な運営に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・教員と事務系職員が協力し、効果的な大学並びに部局運営に当たる組織を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教員と事務職員等が連携・協力し、効果的な大学運営に当たるため、企画立案、教育研究支援、学生支援等に従事する体制を整備拡充する。
1-6．学外の有識者・専門家の登用に関する基本方針	1-6．学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・学外の有識者・専門家の登用を図り、社会との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学外理事を招聘して大学運営の健全性と透明性を向上させ、社会的説明責任を果たし得る体制を整備する。 ・必要な部局等に学外の有識者で構成される諮問会議を設置し、部局等の適切な運営に役立てる。
1-7．内部監査機能の充実にに関する基本方針	1-7．内部監査機能の充実にに関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な内部監査システムを整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な大学運営を確保するために、内部監査機能を充実する。 ・大学運営の効率性を財務管理の観点から検証する体制を整備する。
1-8．国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する基本方針	1-8．国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・社団法人国立大学協会や近隣大学等と連携・協力しつつ、運営体制の改善・効率化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職員の採用試験や事務職員等を対象とした研修などについて、社団法人国立大学協会や近隣大学等と連携・協力して実施する。
2 教育研究組織の見直しに関する目標	2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> ・効果的な教育研究を推進するために、必要に応じて教育研究組織を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学問の発展に応じて必要となる学部、研究科、附置研究所、研究センター等の新設や再編についての全学的ルールを確立し、より効果的な教育研究を推進するために、教育研究組織の再編や統合を検討する。 ・社会的要請にも対応しつつ、学問領域を横断する教育研究組織の整備を通じて教育研究の活性化を図る。 ・部局等の特性を活かした教育研究活動と業務運営を支援するため、部局等事務組織の企画立案、調整、分析機能を高める。
3 人事の適正化に関する目標	3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

3-1. 教員の人事の基本方針	3-1. 教員の人事の具体的措置
<ul style="list-style-type: none"> ・教員の役割と職務を明確にし、適切に業績評価するシステムを整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究評議会において全学的な教員人事の基本方針を定め、各部局等が主体的・自主的に教員人事を行う。 ・部局等における教員の教育研究活動等に対する評価システムを整備するとともに、大学全体としての人事評価システムの在り方について検討する。 ・兼業・兼職のガイドラインを作成し、教員の社会貢献を円滑化する。
3-2. 事務職員等の人事の基本方針	3-2. 事務職員等の人事の具体的措置
<ul style="list-style-type: none"> ・能力開発や専門性の向上のための研修を実施するとともに、人事を活性化する。 ・業績を適切に評価し、給与、昇進に反映させるシステムを整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・競争試験による採用を原則としつつ、専門的知識や技術・経験、海外実績等が求められる職員については、別途の柔軟な選考方法を導入する。 ・能力開発や専門性の向上のため、研修システムを整備拡充するとともに、自己研修、資格取得を奨励する。 ・業績を適正に評価する体制を検討し、評価結果を給与、昇進に反映させるなど、職員のインセンティブを高める方策の導入に努める。 ・若手職員や女性の登用を図る。 ・国立大学、文部科学省、教育研究機関との人事交流の原則を定めるとともに、政府機関、地方公共団体、企業等との人事交流について検討する。 ・教育研究支援業務の特性に応じて、多様な雇用形態の事務職員等を確保する。
3-3. 柔軟で多様な教員人事制度に関する基本方針	3-3. 柔軟で多様な教員人事制度に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・公募制による教員採用を促進する。 ・各部局における多様な教育研究活動に応じて、弾力的な雇用形態の導入を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公募情報や選考基準、選考方法や選考結果等をホームページ等により公表する。 ・部局の特性に応じて、任期付き教員の拡大等、弾力的な雇用形態に対応可能な処遇制度の導入に努める。 ・サバティカル制度を整備するとともに、実務研修制度等の導入について検討する。 ・女性教員の採用を促進するために、育児支援体制を整備する。 ・障害者の採用を促進するために、障害のない（バリアフリーな）キャンパス整備等、周辺環境の改善に努める。
3-4. 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する基本方針	3-4. 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の質的向上に見合った適切な人事配置を可能とする人員管理体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の簡素化・効率化やアウトソーシングの活用による省人化を図る。 ・社会情勢の変化を視野に入れつつ、教職員の定年年齢の見直しについて検討する。
4 事務等の効率化・合理化に関する目標	4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> ・本部事務組織と部局事務組織の効果的連携のもとに、効率 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の円滑化・効率化を図るため、適切な業務評価に基づいた柔軟な組織編成及び人

<p>的・機能的な業務運営を図る。</p>	<p>員配置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学運営に関連した調査・分析や企画・立案業務を担当する事務組織を構築する。 ・部局事務部に適切に権限を委譲し、その責任体制の明確化、部局事務の効率化・高度化を図る。 ・情報化の推進、事務機構の再編を含めた定型業務の集約化及び効果的なアウトソーシングの実施により効率的な事務体制を構築する。 ・リーガル・リスクに対応する法務業務、教職員の人事管理及び労働関係法令への対応、財務管理、土地・施設・環境安全等に係るマネジメントを効果的に行うための組織を整備する。 ・遠隔地に散在する事務組織を一元的に運用するため、情報ネットワークの整備を進める。
<p>財務内容の改善に関する目標</p>	<p>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</p>	<p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・外部資金の増加を図るとともに、その他の自己収入を安定的に確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・科学研究費補助金等の競争的研究資金に対する申請件数を増加することにより、外部資金の増収を図る。 ・産学官連携の推進体制の強化や研究活動状況の積極的な公開を通じて、外部資金の受入れを促進する。 ・適正な学生数・入学料・授業料の設定、病院運営の効率化と運営体制の強化、知的財産本部を通じた特許出願の促進及び技術移転の推進等を通じて、自己収入の安定的確保に努める。
<p>2 経費の抑制に関する目標</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・業務運営の合理化・効率化、及び適正な人的配置により、経費の節減に努める。 ・「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システムを活用し、管理運営経費の抑制に努める。 ・業務の効果的なアウトソーシングにより、人件費の抑制に努める。 ・総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産、外部研究資金等の有効運用、及び共通スペース等の有効利用を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ペイオフ対策を強化し外部資金等を安全かつ安定的に運用する。 ・ホームページ等を通じて、知的財産等の情報提供に努める。 ・施設マネジメントを通じて、設備及び共通スペース等の有効活用を図る。
<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p>	<p>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p>

1 評価の充実に関する目標	1 評価の充実に関する目標を達成するための措置
1-1. 自己点検・評価及び第三者評価に関する基本方針	1-1. 自己点検・評価の改善に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究及び業務運営の持続的改善活動に向けて、自己点検・評価の実施体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学的テーマの設定、評価の項目・要素・観点の設定、客観的な資料やデータの収集・分析等を通じて自己点検・評価活動を支援する体制を拡充する。 ・部局等に自己点検・評価委員会を常置し、部局固有のテーマに関する自己点検・評価を多面的な視点に立って定期的実施する。 ・国内外の有識者による外部評価を積極的に活用する。
1-2. 評価結果を大学運営の改善に活用するための基本方針	1-2. 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究活動及び業務運営に関する自己点検・評価及び外部評価の結果を社会に公表し、自己改善の取組に活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価等の評価結果をホームページ等により学内外に公表し、多様な意見を聴取して大学運営の改善に反映させる。 ・評価結果を基に改善のための課題を明確化するとともに、取組可能な改善計画を策定し、段階的な改善を図る。
2 情報公開等の推進に関する目標	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置
2-1. 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する基本方針	2-1. 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・教育・研究活動のほか多様な活動状況、さらには財務内容や管理運営に関する情報を公開し、社会に対する説明責任を果たす。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの充実と管理等に対する全学の責任体制を構築するとともに、円滑かつ迅速な広報活動を実施するための事務支援組織を整備する。 ・教育の具体的内容や卒業生の進路状況に関する情報等、教育関連情報を積極的に公開する。 ・全学及び各部局の広報体制を整備拡充するとともに、広報倫理委員会（仮称）を新たに設置し、広報活動の基本方針の設定やプライバシー保護等の広報倫理の確保に努める。 ・定例記者会見及び必要に応じて臨時記者会見を実施し、最新の大学情報を正確かつ迅速に、分かりやすい形で提供する。 ・教育研究活動のほか、学内諸活動に関するデータの収集に努め、情報の記録保存（アーカイブ化）を図る。
2-2. 学術情報の収集とデータベース化に関する基本方針	2-2. 学術情報の収集とデータベース化に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な学術情報の恒常的な収集とデータベースの構築に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学術情報の全学的収集・提供体制を整備する。 ・学術情報の公開を通じて、社会に対する説明責任を果たす。
その他業務運営に関する重要目標	その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用に関する目標	1 施設設備の整備・活用に関する目標を達成するための措置
1-1．施設等の整備に関する基本方針	1-1．施設等の整備に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・キャンパス及びスペースの環境整備に関する基本方針及び長期的な構想を明確化し、良好なキャンパス環境の創造を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存スペースの利用実態や既存施設の利用状況を把握するための施設マネジメント体制を構築し、情報ネットワーク等の活用によりユーザー自身の自律的な施設の有効利用に向けた取組を促進する。 ・教育研究・国際交流・社会貢献・学生支援・医療等の観点による施設の確保及び整備拡充に関する計画を立案し、屋外環境やバリアフリー等にも配慮しつつ、その推進に努める。
1-2．施設等の有効活用に関する基本方針	1-2．施設等の有効活用に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い教育研究活動を展開するための重要資源として、土地、建物、設備、エネルギー等を全学的観点から高度有効活用を図る。 	1-2-1．土地の有効活用
	<ul style="list-style-type: none"> ・既存土地の活用状況に関する点検・評価の実施体制を整備する。 ・土地の有効活用を推進するための方策を策定し、改善に努める。 ・魅力あるキャンパスづくりのために屋外空間の整備を図る。
	1-2-2．施設の有効活用
	<ul style="list-style-type: none"> ・既存施設の活用状況についての点検・評価の実施体制を整備する。 ・施設設備に関連した資産の運用システムを構築し、施設・スペースの適切な再配分を通じて、その有効活用（教育研究スペースの弾力的運用、学際的・先端的プロジェクト研究等に対応する共通スペースの確保、講義室・ゼミ室・会議室の全学的共通利用による諸室の稼働率の向上）を図る。
	1-2-3．設備の有効活用
<ul style="list-style-type: none"> ・設備の設置状況等の実態把握に努め、その有効活用を図る。 ・既存設備の有効活用を推進するとともに、不用設備の適切な処分等を実施する。 	
1-2-4．エネルギーの効率的利用及び有効活用	
<ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス・水等のエネルギー使用実態の把握体制を整備する。 ・エネルギーの効率的利用と有効活用を図り、省エネルギーの啓発と実施に努める。 	
1-3．施設等の機能保全・維持管理に関する基本方針	1-3．施設等の機能保全・維持管理に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究活動の拠点に相応しい施設水準を確保し、安全で良 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内外環境及び施設設備の機能保全・維持管理体制を整備し、学内構成員に対する啓

<p>好な施設設備の機能保全と維持管理を図る。</p>	<p>発活動に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・屋内外環境及び施設・設備の実状について点検・評価を実施し、機能保全・維持管理計画を策定するとともに、経費の確保により適時適切な実施に努める。 </p>
<p>1-4．施設等の新たな整備手法の導入推進に関する基本方針</p>	<p>1-4．施設等の新たな整備手法の導入推進に関する具体的方策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・施設費補助金のみならず、多様な手法の導入と財源の確保に努め、自律的な施設設備の効果的・効率的整備を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間資金等の活用（PFI）事業の導入及び寄附受け入れ等により、施設等の整備に必要な財源の確保に努める。 ・（桂）総合研究棟、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業、（南部）総合研究棟施設整備事業及び（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業については、PFI事業として確実に推進する。 ・学外スペースに関する情報の収集体制を整備し、貸借契約等による適切な教育研究スペースの確保に努める。 ・民間企業・自治体等との連携によるスペース確保に努める。
<p>2 環境保全及び安全管理・安全教育に関する目標</p>	<p>2 環境保全及び安全管理・安全教育に関する目標を達成するための措置</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・適正な労働安全衛生管理に努めるとともに、環境保全及び安全管理・安全教育に関するサービス面で部局等の教育研究活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全センターの改組、及び放射性同位元素総合（RI）センター、保健管理センター等との連携により、環境保全・安全管理・安全教育に関連した業務運営を包括的に担当する全学の教育研究支援基盤組織を構築する。
<p>2-1．環境保全に関する基本方針</p>	<p>2-1．環境保全に関する具体的方策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「京都大学環境憲章」の精神に則り、教職員及び学生のほかすべての本学構成員の一致協力のもとに、継続性のある環境マネジメントシステムを構築し、地域社会と連携しつつ環境保全活動を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会との共存にも配慮した環境保全基準や行動指針を策定する。 ・桂キャンパスにおける ISO14001 認証を取得するための初期環境調査を実施するとともに、環境マネジメント体制を構築する。 ・吉田及び宇治キャンパスにおいては、桂キャンパスにおける環境マネジメントシステムの取組実績の点検・評価に基づき、新たな環境保全基準や行動指針を策定する。 ・学内の諸構成員を対象とした全学的な環境教育を実施し、環境意識の向上を図る。
<p>2-2．安全管理に関する基本方針</p>	<p>2-2．安全管理に関する具体的方策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生法を遵守するための人的配置と施設設備の整備に努める。 ・環境マネジメントと一体的に取り組むための労働安全管理システムを構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全と安全管理について一体的に取り組むための労働安全衛生管理体制を整備する。 ・衛生管理者等の労働安全管理の推進に必須の資格を教職員が積極的に取得することを奨励し、安全管理と事故防止の活動を推進する観点に立って有資格者の適切な配置に努める。 ・作業環境に関する定期検査の実施体制を整備する。 ・劇物・薬物等の化学薬品の管理システムを構築する。 ・放射性同位元素等の危険物取扱いに関する啓発活動と管理体制を整備する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・組替えDNA実験に関する規則と指針の遵守を徹底するための審査・実施監視体制を整備する。 ・実験廃棄物の保管と処理、実験系排水の管理に関する全学体制を充実する。 ・環境並びに安全衛生に関する手引書を作成・配付するとともに、年度ごとにその見直しを実施して内容の充実を図る。
2-3．安全教育に関する基本方針	2-3．安全教育に関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・教職員並びに学生等の全構成員を対象として環境と安全衛生の基本的知識に関する教育を実施し、環境マネジメントや安全マネジメントの素養も備えた技術者・研究者を養成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学部学生を対象に、各種専門分野の基本知識を総合的に理解させるための「実験の安全指針」に関する講義科目を開講し、単位取得を奨励する。 ・専門的知識を有する外部の人材を積極的に登用することにより、研究内容に応じた学生向け安全教育の実施体制を整備拡充する。 ・海外における疾病予防とその応急対策のための講習会を実施し、また、「臨地調査マニュアル」、「危機管理マニュアル」等を整備し、安全知識の周知を図る。 ・フィールドワークにおける安全指針を作成し、危機の予防に努める。
3 情報基盤の整備・活用に関する目標	3 情報基盤の整備・活用に関する目標を達成するための措置
<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究及び業務運営に必須機能として、高い安全性、利便性、柔軟性を備え、国際社会で卓越した大学に相応しい先進的な情報基盤を構築整備し、効果的・効率的な活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学的視野からハードウェアとソフトウェア及びそれらの応用システムを統合した情報基盤システムの共同利用体制を整備し、高いセキュリティ環境のもとに教育研究活動並びに業務運営を支援するための各種サービスを部局等及び事務本部に提供する。
3-1．情報セキュリティに関する基本方針	3-1．情報セキュリティに関する具体的方策
<ul style="list-style-type: none"> ・大学が一体となって情報セキュリティ対策に取り組むための責任ある情報基盤組織を構築し、その機能と責任を明確化する。 ・情報システムを通じて取り扱う多様な情報について、重要度と公開性に応じた情報の分類に努めるとともに、情報の管理責任及び管理方法を明確化する。 ・情報セキュリティ対策の評価、情報システムの変更、新たな脅威の発生等を踏まえ、対策基準の点検・評価の定期的実施を通じて基本方針の見直しを図るための体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの設置場所に管理区域を設置するなどの物理的なセキュリティ対策を講じる。 ・学内者による外部への不正なアクセスを防止するための技術的対策を講じるとともに、罰則規定を定める。 ・情報セキュリティに関する責任者とその権限の範囲を明確にし、全構成員に基本方針の内容を周知徹底するなど、十分な教育と啓発活動に努める。 ・外部からの不正なアクセス等から本学の情報資産を適切に保護するため、情報ネットワークの管理、情報資産へのアクセスの制御等の技術的なセキュリティ対策を講じる。 ・学内情報資産への侵害が発生した場合における運用面での緊急時対応の計画を策定する。 ・学内情報基盤への接続に対する認証システムを構築し、セキュリティレベルの高い情報基盤活用サービスを全学に提供する。 ・各部局等における情報セキュリティの実施状況に関する監査体制を整備するとともに、管理担当者の育成と適正な配置に努め、大学全体としての情報セキュリティレベルの向上を図る。 ・毎年全学版の「情報セキュリティの対策基準」及び各部局でとりまとめた「実施手順」

	<p>の見直しを行い、情報セキュリティレベルの向上を段階的に図る。</p>
<p>3-2. 情報基盤の整備・活用に関する基本方針</p>	<p>3-2. 情報基盤の整備・活用に関する具体的方策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高い情報セキュリティレベルを確保しつつ、大学の業務運営並びに部局等の教育研究活動を支援するための学内情報基盤の効果的・効率的整備を図る。 ・情報基盤の高度活用を図るための先端技術に関する研究開発を推進し、関連設備の整備拡充に努める。 ・大学の教育研究の質の向上、大学の業務運営の改善及び効率化に関する取組を支援するために、情報基盤の高度活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学内の情報基盤並びに对外ネットワークへの接続、さらには遠隔講義・会議・討論システムの整備と保守・管理・運営を担当する全学的な業務サービス体制を整備する。 ・情報基盤及び情報システムの管理・運用に携わる学内の情報基盤管理担当者を対象として、最先端の実践的情報技術に関する教育を実施する全学体制を整備する。 ・情報基盤や情報システムに関する各種の相談に応じるとともに、技術面におけるコンサルティング等を担当する全学支援体制を整備する。 ・大学の教育研究活動を通じて創出される多様な学術成果、情報資産、知的財産等に関する大学情報を積極的に社会へ発信する。 ・著作権に基づいたソフトウェアやデジタル・コンテンツの積極的活用を図る。 ・遠隔講義・討論システムや遠隔生態観測システム等を積極的に導入する。 ・講義の内容に応じて電子教材の開発に努め、その効果的利用により教育研究方法の質的向上を図る。 ・大学として扱うべき情報を管理するとともに、各種申請手続き等の電子化により、学生や教職員及び地域住民等に対する情報サービスや利便性の飛躍的向上を図る。 ・大学の業務運営の基礎となる統合データベース・システム及び認証システムを構築する。
<p>4 基本的人権等の擁護に関する目標</p>	<p>4 基本的人権等の擁護に関する目標を達成するための措置</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・同和問題、ジェンダー問題、障害者問題、人種・民族問題、その他各種の人権・差別問題に対し、人権尊重の視点に立った取組を全学的に一層推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全構成員を対象に教育研究活動、課外活動、職場活動における倫理意識の啓発と人権侵害の防止に努める。 ・人権相談窓口を拡充整備し、相談機能の向上を図る。 ・人権等の侵害が発生した場合に問題解決に当たる全学組織を設ける。
<p>5 大学支援組織等との連携強化に関する目標</p>	<p>5 大学支援組織等との連携強化に関する目標を達成するための措置</p>
<p>5-1. 同窓会組織の充実と連携強化に関する基本方針</p>	<p>5-1. 同窓会組織の充実と連携強化に関する具体的方策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・各部局等の同窓会組織の強化・発展及び相互の連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全学的な合同同窓会組織の設立を目的として、各部局等の同窓会組織との間の連携協力体制を構築する。 ・学外の同窓会会員に対して、大学における教育研究の活動現況を定期的に周知するとともに、会員相互の親睦を図りつつ、連携協力・支援活動を推進する。
<p>5-2. 京都大学教育研究振興財団等との連携強化に関する基本方針</p>	<p>5-2. 京都大学教育研究振興財団等との連携強化に関する具体的方策</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・財団法人京都大学教育研究振興財団、その他の支援団体との 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都大学教育研究振興財団との連携を強化し、国際交流事業、教育・学術研究活動、

<p>連携を強化し、国際交流、教育・学術研究活動等を推進し、学術文化の発展に寄与する。</p>	<p>学術講演会・展示会の開催等の文化普及活動を一層推進することにより、地域社会から国際社会までを含めた、社会全般の発展に寄与する。 ・教育研究の発展を使命とする学外諸団体の要請に応えた教員個人又はグループの教育研究活動を積極的に支援する。</p>
<p>5-3 . 京都大学学術出版会の活性化と連携強化に関する基本方針</p>	<p>5-3 . 京都大学学術出版会の活性化と連携強化に関する具体的方策</p>
<p>・教員個人または教員グループの教育研究活動の成果、大学が所有する文化財、学術資料、知的財産等を公表する機能として、京都大学学術出版会の活性化を図り、連携協力体制を強化する。</p>	<p>・京都大学学術出版会の活用による学術研究書等の刊行を奨励・支援する。 ・大学が所有する教育的及び学術的価値の優れた文献等の翻刻・復刻事業を推進する。</p>
	<p>予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画</p>
	<p>別 紙 参 照</p>
	<p>短期借入金の限度額</p>
	<p>1 短期借入金の限度額</p>
	<p>1 6 1 億円</p>
	<p>2 想定される理由</p>
	<p>運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。</p>
	<p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</p>
	<p>1 重要な資産の譲渡</p>
	<p>該 当 な し</p>
	<p>2 担保に供する計画</p>
	<p>附属病院設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。</p>
<p>剰余金の使途</p>	

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・(北部)総合研究棟 ・(桂)基幹・環境整備 ・(宇治)総合研究実験棟 ・(中央)総合研究棟改修 ・内視鏡手術システム ・小規模改修 ・(南部)総合研究棟施設整備事業 (PFI) ・(桂)総合研究棟、(桂)福利 ・保健管理棟施設整備事業(PFI) ・災害復旧工事 	総 額 7,776	施設整備費補助金 (6,757) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (851) 長期借入金 (168)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

(教員の人事)

- ・ 教育研究評議会において全学的な教員人事の基本方針を定め、各部局等が主体的・自立的に教員人事を行う。
- ・ 部局等における教員の教育研究活動等に対する評価システムを整備するとともに、大学全体としての人事評価システムの在り方について検討する。
- ・ 兼業・兼職のガイドラインを作成し、教員の社会貢献を円滑化する。

(事務職員等の人事)

- ・ 競争試験による採用を原則としつつ、専門的知識や技術・経験、海外実績等が求められる職員については、別途の柔軟な選考方法を導入する。
- ・ 能力開発や専門性の向上のため、研修システムを整備拡充するとともに、自己研修、資格取得を奨励する。
- ・ 業績を適正に評価する体制を検討し、評価結果を給与、昇進に反映させるなど、職員のインセンティブを高める方策の導入に努める。
- ・ 若手職員や女性の登用を図る。
- ・ 国立大学、文部科学省、教育研究機関との人事交流の原則を定めるとともに、政府機関、地方公共団体、企業等との人事交流について検討する。
- ・ 教育研究支援業務の特性に応じて、多様な雇用形態の事務職員等を確保する。

(柔軟で多様な教員人事制度)

- ・ 公募情報や選考基準、選考方法や選考結果等をホームページ等により公表する。
- ・ 部局の特性に応じて、任期付き教員の拡大等、弾力的な雇用形態に対応可能な処遇制度の導入に努める。
- ・ サバティカル制度を整備するとともに、実務研修制度等の導入について検討する。
- ・ 女性教員の採用を促進するために、育児支援体制を整備する。
- ・ 障害者の採用を促進するために、障害のない(バリアフリーな)キャンパス整備等、周辺環境の改善に努める。

(中長期的な観点に立った適切な人員・人件費管理)

- ・ 業務運営の簡素化・効率化やアウトソーシングの活用による省人化を図る。
- ・ 社会情勢の変化を視野に入れつつ、教職員の定年年齢の見直しについて検討する。

(事務等の効率化・合理化)

- ・ 事務の円滑化・効率化を図るため、適切な業務評価に基づいた柔軟な組織編成及び人員配置を実施する。
- ・ 大学運営に関連した調査・分析や企画・立案業務を担当する事務組織を構築する。
- ・ 部局事務部に適切に権限を委譲し、その責任体制の明確化、部局事務の効率化・高度化を図る。
- ・ 情報化の推進、事務機構の再編を含めた定型業務の集約化及び効果的なアウトソーシングの実施により効率的な事務体制を構築する。
- ・ リーガル・リスクに対応する法務業務、教職員の人事管理及び労働関係法令への対応、財務管理、土地・施設・環境安全等に係るマネジメントを効果的に行うための組織を整備する。
- ・ 遠隔地に散在する事務組織を一元的に運用するため、情報ネットワークの整備を進める。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み

331,497百万円 (退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(P F I 事業)
 京都大学 (南部) 総合研究棟施設整備事業
 ・事業総額：2,195,352千円
 ・事業期間：平成15年～29年度(15年間)

(単位：百万円)

年度 財源	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備 費補助金	131	109	111	112	114	116	694	988	1,682
運営費 交付金	0	49	47	46	44	43	230	283	513

(係数はそれぞれの項目で四捨五入しているため、各年度の合計と小計欄、総事業費欄の係数とは合致しない。)

京都大学 (桂) 総合研究棟、(桂) 福利・保健管理棟施設整備事業
 ・事業総額：11,547,551千円
 ・事業期間：平成15年～29年度(15年間)

(単位：百万円)

年度 財源	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備 費補助金	0	44	549	566	585	603	2,347	5,562	7,909
運営費 交付金	0	41	406	389	371	352	1,559	2,080	3,638

(係数はそれぞれの項目で四捨五入しているため、各年度の合計と小計欄、総事業費欄の係数とは合致しない。)

京都大学（北部）総合研究棟（農学部総合館）施設改修事業

・事業総額：9,365,705千円

・事業期間：平成17年～30年度（14年間）

（単位：百万円）

年度 財源	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
施設整備 費補助金		0	226	434	550	550	1,761	4,950	6,711
運営費 交付金		0	112	198	260	277	847	1,808	2,655

（係数はそれぞれの項目で四捨五入しているため、各年度の合計と小計欄、総事業費欄の係数とは合致しない。）

（注）ただし、金額はPFI事業契約に基づき計算されたものであるが、PFI事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等により所要額が変更されることも想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

（長期借入金）

（単位：百万円）

年度 財源	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	中期目標 期間小計	次期以降 事業費	総事業費
長期借入 金償還金	2,658	2,726	2,794	2,794	2,794	2,794	16,560	21,509	38,069

（リース資産）
該当なし

4 災害復旧に関する計画

- ・平成16年8月に発生した落雷等により被災した施設・設備の復旧整備を速やかに行う。

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	367,557
施設整備費補助金	6,757
船舶建造費補助金	
施設整備資金貸付金償還時補助金	19,503
国立大学財務・経営センター施設費交付金	851
自己収入	217,642
授業料及入学金検定料収入	75,243
附属病院収入	140,470
財産処分収入	
雑収入	1,929
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	111,630
長期借入金収入	168
計	724,108
支出	
業務費	557,218
教育研究経費	384,252
診療経費	127,324
一般管理費	45,642
施設整備費	7,776
船舶建造費	
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	111,630
長期借入金償還金	47,484
計	724,108

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額331,497百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人京都大学教職員退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定ルール]

毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

[学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

「一般管理費」:管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。

$L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。

「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ ($D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)

「教育等施設基盤経費」:教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要な経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

「入学料収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)

「授業料収入」:当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

[特定運営費交付金対象事業費]

「学部・大学院教育研究経費」:学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。

「教育研究診療経費」:附属病院の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「附置研究所経費」:附置研究所の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「附属施設等経費」:附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。

「特別教育研究経費」:特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。

「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

[附属病院運営費交付金対象事業費]

「一般診療経費」:附属病院の一般診療活動に必要な人件費相当額及び一般診療経費の総額。平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

「債務償還経費」:債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

「附属病院特殊要因経費」:附属病院特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

「附属病院収入」:附属病院収入。 $J(y-1)$ は直前の事業年度における $J(y)$ 。

$$\boxed{\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)}$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数}) - D(x)\} \times (\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times (\text{係数}) \times (\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times (\text{係数}) \pm (\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D (y) : 学部・大学院教育研究経費 () を対象。
 E (y) : 教育研究診療経費 () 附置研究所経費 () 附属施設等経費 () を対象。
 F (y) : 教育等施設基盤経費 () を対象。
 G (y) : 特別教育研究経費 () を対象。
 H (y) : 入学料収入 () 授業料収入 () その他収入 () を対象。

- 2 . 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B (y) = I (y) - J (y)$$

$$(1) I (y) = I (y)$$

$$(2) J (y) = J (y - 1) + K (y)$$

$$[K (y) = J' (y) \times (\text{係数}) - J' (y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける附属病院のみ適用。

I (y) : 一般診療経費 () 債務償還経費 () 附属病院特殊要因経費 () を対象。

J (y) : 附属病院収入 () を対象。

(J' (y) は、平成 1 6 年度附属病院収入予算額。K (y) は、「経営改善額」)

- 3 . 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C (y) = L (y) + M (y)$$

$$(1) L (y) = L (y - 1) \times (\text{係数})$$

$$(2) M (y) = M (y)$$

L (y) : 一般管理費 () を対象。

M (y) : 特殊要因経費 () を対象。

【 諸 係 数 】

(アルファ)

: 効率化係数。 1 % とする。

(ベータ)

: 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

(ガンマ)

: 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

(イプシロン)

: 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

(ラムダ)

: 経営改善係数。2 % とする。平成 1 7 年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、1 7 年度以降は 1 6 年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において

決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備費資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去の収入実績等により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費、船舶建造費については、運営費交付金算定ルール及び「施設・整備に関する計画」により試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	694,562
業務費	631,356
教育研究経費	82,015
診療経費	88,532
受託研究費等	92,365
役員人件費	1,179
教員人件費	235,012
職員人件費	132,253
一般管理費	32,289
財務費用	7,137
雑損	
減価償却費	23,780
臨時損失	
収入の部	707,432
經常収益	707,432
運営費交付金	362,668
授業料収益	63,022
入学金収益	9,558
検定料収益	2,663
附属病院収益	140,470
受託研究等収益	92,365
寄附金収益	18,908
財務収益	43
雑益	1,929
資産見返運営費交付金等戻入	2,567
資産見返寄附金戻入	238
資産見返物品受贈額戻入	13,001
臨時利益	
純利益	12,870
総利益	12,870

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費、共同事業費及び著作権及び特許権収入を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益、共同事業収益及び著作権及び特許権収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	733,792
業務活動による支出	657,671
投資活動による支出	18,953
財務活動による支出	47,484
次期中期目標期間への繰越金	9,684
資金収入	733,792
業務活動による収入	696,829
運営費交付金による収入	367,557
授業料及入学金検定料による収入	75,243
附属病院収入	140,470
受託研究等収入	92,365
寄付金収入	19,265
その他の収入	1,929
投資活動による収入	27,111
施設費による収入	27,111
その他の収入	0
財務活動による収入	168
前期中期目標期間よりの繰越金	9,684

注) 施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注) 前期中期目標期間よりの繰越金には、奨学寄附金に係る国からの承継見込額9,684百万円が含まれている。

【中期目標】

別表（学部、研究科等）

京 都 大 学

学 部 （10学部）	研 究 科 （17研究科）	附置研究所（13研究所）
総合人間学部 文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 薬学部 工学部 農学部	文学研究科 教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 理学研究科 医学研究科 薬学研究科 工学研究科 農学研究科 人間・環境学研究科 エネルギー科学研究科 アジア・アフリカ地域研究研究科 情報学研究科 生命科学研究科 地球環境学堂・学舎 公共政策連携研究部・公共政策教育部 経営管理研究部・経営管理教育部	化学研究所 人文科学研究所 再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 防災研究所 基礎物理学研究所 ウイルス研究所 経済研究所 数理解析研究所 原子炉実験所 霊長類研究所 東南アジア研究所

は全国共同利用の機能を有する附置研究所

【中期計画】

別表（収容定員）

京 都 大 学

平成 16 年度	総合人間学部	5 2 0	人	
	文学部	8 8 0	人	
	教育学部	2 6 0	人	
	法学部	1, 4 7 0	人	
	経済学部	1, 0 0 0	人	
	理学部	1, 2 0 4	人	
	医学部	7 4 3	人	
		(うち医師養成に係る分野 6 0 0 人)		
	薬学部	3 2 0	人	
	工学部	3, 8 4 0	人	
農学部	1, 2 0 0	人		
	文学研究科	4 4 1	人	
				(うち修士課程 2 5 2 人)
				博士課程 1 8 9 人)
	教育学研究科	1 5 1	人	
				(うち修士課程 8 4 人)
				博士課程 6 7 人)
	法学研究科	4 3 9	人	
				(うち修士課程 1 3 5 人)
				博士課程 1 0 4 人)
				専門職学位課程(法曹養成) 2 0 0 人)
	経済学研究科	3 1 4	人	
				(うち修士課程 1 8 2 人)
				博士課程 1 3 2 人)
	理学研究科	1, 1 7 2	人	
				(うち修士課程 6 7 4 人)
				博士課程 4 9 8 人)
	医学研究科	6 7 2	人	
				(うち修士課程 4 0 人)
				博士課程(医学) 5 5 2 人)
				博士課程(社会健康医学) 3 4 人)
				専門職学位課程(社会健康医学) 4 6 人)

薬学研究所	217人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 130人） 博士課程 87人）
工学研究所	1,564人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 928人） 博士課程 636人）
農学研究所	890人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 526人） 博士課程 364人）
人間・環境学研究所	549人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 328人） 博士課程 221人）
エネルギー科学研究科	365人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 218人） 博士課程 147人）
アソア・アソカ地域研究研究科	130人	（うち博士課程 130人（五年一貫））
情報学研究所	566人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 340人） 博士課程 226人）
生命科学研究所	238人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 143人） 博士課程 95人）
地球環境学舎	128人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 58人） 博士課程 70人）

医療技術短期大学部	340人	<ul style="list-style-type: none"> （うち看護学科 160人） 衛生技術学科 80人 理学療法学科 40人 作業療法学科 40人 専攻科助産学特別専攻 20人）
-----------	------	--

平成 17 年度	総合人間学部	5 1 0	人	
	文学部	8 8 0	人	
	教育学部	2 6 0	人	
	法学部	1, 4 0 0	人	
	経済学部	1, 0 0 0	人	
	理学部	1, 2 1 4	人	
	医学部	8 8 6	人	
		(うち医師養成に係る分野 6 0 0 人)		
	薬学部	3 2 0	人	
	工学部	3, 8 2 0	人	
農学部	1, 2 0 0	人		
文学研究科	4 4 1	人	うち修士課程 2 5 2 人 博士課程 1 8 9 人	
教育学研究科	1 5 5	人	うち修士課程 8 4 人 博士課程 7 1 人	
法学研究科	5 8 7	人	うち修士課程 9 0 人 博士課程 9 7 人 専門職学位課程(法曹養成) 4 0 0 人	
経済学研究科	3 1 4	人	うち修士課程 1 8 2 人 博士課程 1 3 2 人	
理学研究科	1, 1 7 2	人	うち修士課程 6 7 4 人 博士課程 4 9 8 人	
医学研究科	6 9 1	人	うち修士課程 4 0 人 博士課程(医学) 5 5 8 人 博士課程(社会健康医学・医科学) 4 5 人 専門職学位課程(社会健康医学) 4 8 人	

薬学研究所	217人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 130人） 博士課程 87人）
工学研究所	1,568人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 932人） 博士課程 636人）
農学研究所	888人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 526人） 博士課程 362人）
人間・環境学研究所	532人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 328人） 博士課程 204人）
エネルギー科学研究科	365人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 218人） 博士課程 147人）
アソア・アソカ地域研究研究科	130人	（うち博士課程 130人（五年一貫））
情報学研究所	560人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 336人） 博士課程 224人）
生命科学研究科	247人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 150人） 博士課程 97人）
地球環境学舎	138人	<ul style="list-style-type: none"> （うち修士課程 58人） 博士課程 80人）

医療技術短期大学部	180人	<ul style="list-style-type: none"> （うち看護学科 80人） 衛生技術学科 40人 理学療法学科 20人 作業療法学科 20人 専攻科助産学特別専攻 20人）
-----------	------	---

平成 18 年度	総合人間学部	500	人	
	文学部	880	人	
	教育学部	260	人	
	法学部	1,370	人	
	経済学部	1,000	人	
	理学部	1,224	人	
	医学部	1,046	人	
		(うち医師養成に係る分野 600人)		
	薬学部	320	人	
	工学部	3,820	人	
農学部	1,200	人		
	文学研究科	441	人	(うち修士課程 252人 博士課程 189人)
	教育学研究科	159	人	(うち修士課程 84人 博士課程 75人)
	法学研究科	750	人	(うち修士課程 60人 博士課程 90人 専門職学位課程(法曹養成) 600人)
	経済学研究科	267	人	(うち修士課程 135人 博士課程 132人)
	理学研究科	1,172	人	(うち修士課程 674人 博士課程 498人)
	医学研究科	708	人	(うち修士課程 40人 博士課程(医学) 564人 博士課程(社会健康医学・医科学) 56人 専門職学位課程(社会健康医学) 48人)

薬学研究所	217人	(うち修士課程 130人 博士課程 87人)
工学研究所	1,553人	(うち修士課程 932人 博士課程 621人)
農学研究所	886人	(うち修士課程 526人 博士課程 360人)
人間・環境学研究所	532人	(うち修士課程 328人 博士課程 204人)
エネルギー科学研究科	365人	(うち修士課程 218人 博士課程 147人)
アジア・アフリカ地域研究研究科	130人	(うち博士課程 130人(五年一貫))
情報学研究所	558人	(うち修士課程 336人 博士課程 222人)
生命科学研究所	249人	(うち修士課程 150人 博士課程 99人)
地球環境学舎	148人	(うち修士課程 58人 博士課程 90人)
公共政策教育部	40人	(うち専門職学位課程(公共政策) 40人)
経営管理教育部	60人	(うち専門職学位課程(経営管理) 60人)
医療技術短期大学部	20人	(うち専攻科助産学特別専攻 20人)

平成 19 年度	総合人間学部	490	人	
	文学部	880	人	
	教育学部	260	人	
	法学部	1,340	人	
	経済学部	1,000	人	
	理学部	1,234	人	
	医学部	1,206	人	
	(うち医師養成に係る分野 600人)			
薬学部	320	人		
工学部	3,820	人		
農学部	1,200	人		
<hr/>				
	文学研究科	441	人	(うち修士課程 252人 博士課程 189人)
	教育学研究科	159	人	(うち修士課程 84人 博士課程 75人)
	法学研究科	720	人	(うち修士課程 30人 博士課程 90人 専門職学位課程(法曹養成) 600人)
	経済学研究科	220	人	(うち修士課程 88人 博士課程 132人)
	理学研究科	1,172	人	(うち修士課程 674人 博士課程 498人)
	医学研究科	757	人	(うち修士課程 79人 博士課程(医学) 564人 博士課程(社会健康医学・医科学) 66人 専門職学位課程(社会健康医学) 48人)
	薬学研究科	238	人	(うち修士課程 144人)

工 学 研 究 科	1,538	人	(博士課程 94人)
			(うち修士課程 932人)
農 学 研 究 科	886	人	(博士課程 606人)
			(うち修士課程 526人)
人間・環境学研究科	532	人	(博士課程 360人)
			(うち修士課程 328人)
エネルギー科学研究科	365	人	(博士課程 204人)
			(うち修士課程 218人)
アジア・アフリカ地域研究研究科	130	人	(うち博士課程 130人 (五年一貫))
情 報 学 研 究 科	558	人	(うち修士課程 336人)
			(博士課程 222人)
生命科学研究科	249	人	(うち修士課程 150人)
			(博士課程 99人)
地 球 環 境 学 舎	148	人	(うち修士課程 58人)
			(博士課程 90人)
公 共 政 策 教 育 部	80	人	(うち専門職学位課程 (公共政策) 80人)
経 営 管 理 教 育 部	120	人	(うち専門職学位課程 (経営管理) 120人)

平成 20 年度	総合人間学部	480	人	
	文学部	880	人	
	教育学部	260	人	
	法学部	1,340	人	
	経済学部	1,000	人	
	理学部	1,244	人	
	医学部	1,206	人	
	(うち医師養成に係る分野 600人)			
薬学部	320	人		
工学部	3,820	人		
農学部	1,200	人		
<hr/>				
	文学研究科	441	人	(うち修士課程 252人 博士課程 189人)
	教育学研究科	159	人	(うち修士課程 84人 博士課程 75人)
	法学研究科	720	人	(うち修士課程 30人 博士課程 90人 専門職学位課程(法曹養成) 600人)
	経済学研究科	220	人	(うち修士課程 88人 博士課程 132人)
	理学研究科	1,172	人	(うち修士課程 674人 博士課程 498人)
	医学研究科	796	人	(うち修士課程 118人 博士課程(医学) 564人 博士課程(社会健康医学・医科学) 66人 専門職学位課程(社会健康医学) 48人)
	薬学研究科	259	人	(うち修士課程 158人)

工 学 研 究 科	1,523	人	(博士課程 101人)
			(うち修士課程 932人)
農 学 研 究 科	886	人	(博士課程 591人)
			(うち修士課程 526人)
人間・環境学研究科	532	人	(博士課程 360人)
			(うち修士課程 328人)
エネルギー科学研究科	365	人	(博士課程 204人)
			(うち修士課程 218人)
アジア・アフリカ地域研究研究科	130	人	(うち博士課程 130人(五年一貫))
情 報 学 研 究 科	558	人	(うち修士課程 336人)
			(博士課程 222人)
生命科学研究科	249	人	(うち修士課程 150人)
			(博士課程 99人)
地 球 環 境 学 舎	148	人	(うち修士課程 58人)
			(博士課程 90人)
公 共 政 策 教 育 部	80	人	(うち専門職学位課程(公共政策) 80人)
経 営 管 理 教 育 部	120	人	(うち専門職学位課程(経営管理) 120人)

平成 21 年度	総合人間学部	480	人	
	文学部	880	人	
	教育学部	260	人	
	法学部	1,340	人	
	経済学部	1,000	人	
	理学部	1,244	人	
	医学部	1,206	人	
	(うち医師養成に係る分野 600人)			
薬学部	320	人		
工学部	3,820	人		
農学部	1,200	人		
<hr/>				
文学研究科	441	人		
				(うち修士課程 252人 博士課程 189人)
教育学研究科	159	人		
				(うち修士課程 84人 博士課程 75人)
法学研究科	720	人		
				(うち修士課程 30人 博士課程 90人 専門職学位課程(法曹養成) 600人)
経済学研究科	220	人		
				(うち修士課程 88人 博士課程 132人)
理学研究科	1,172	人		
				(うち修士課程 674人 博士課程 498人)
医学研究科	796	人		
				(うち修士課程 118人 博士課程(医学) 564人 博士課程(社会健康医学・医科学) 66人 専門職学位課程(社会健康医学) 48人)
薬学研究科	266	人		
				(うち修士課程 158人)

工 学 研 究 科	1,523	人	(博士課程 108人)
			(うち修士課程 932人)
農 学 研 究 科	886	人	(博士課程 591人)
			(うち修士課程 526人)
人間・環境学研究科	532	人	(博士課程 360人)
			(うち修士課程 328人)
エネルギー科学研究科	365	人	(博士課程 204人)
			(うち修士課程 218人)
アジア・アフリカ地域研究研究科	130	人	(うち博士課程 130人 (五年一貫))
情 報 学 研 究 科	558	人	(うち修士課程 336人)
			(博士課程 222人)
生命科学研究科	249	人	(うち修士課程 150人)
			(博士課程 99人)
地 球 環 境 学 舎	148	人	(うち修士課程 58人)
			(博士課程 90人)
公 共 政 策 教 育 部	80	人	(うち専門職学位課程 (公共政策) 80人)
経 営 管 理 教 育 部	120	人	(うち専門職学位課程 (経営管理) 120人)